

新旧対照表
【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>関税法関係</p> <p>輸出申告書（C - 5010）</p> <p><申告書上段の記載事項></p> <p>申告が積戻しに該当する場合は、「輸出申告書」の文字を「積戻し申告書」と訂正する。</p> <p>「申告年月日」は、申告者が申告書を税関に提出する日を記載し、書類不備等の理由により税関において申告書を返還したときは、当該申告書を補正後改めて提出する日とする。</p> <p><u>「積込港」欄には、当該申告に係る貨物の積込みがなされる港名又は空港名を記載する。</u></p> <p><u>郵便物に係る輸出申告書については、当該欄の記載を要しない。</u></p> <p>「積載船（機）名」の項には、輸出貨物が船舶に積み込まれる場合はその船舶の名称を、航空機に積み込まれる場合は当該航空機の所属会社名及びAirWaybill の番号（例えば、J.A.L.5000111）を記載する。</p> <p><u>郵便物に係る輸出申告書については、当該欄の記載を要しない。</u></p> <p><u>「出港予定年月日」欄には、当該申告に係る貨物を積み込む船舶又は航空機が出港を予定している年月日を記載する。</u></p> <p><u>郵便物に係る輸出申告書については、当該欄の記載を要しない。</u></p> <p>「仕向地」の項には輸出貨物がその取引において、最終的に仕向けられる場所を記載する。</p> <p><申告書下段の記載事項></p> <p>「個数・記号・番号」の欄の記載方法</p> <p>下記「個数」、「記号」及び「番号」の事項の記載に当たっては、申告書中段の各品目に共通する事項は一括して、また、各品目ごとに異なる事項は、品名欄の番号を記入の上、各品目ごとに記載する。</p> <p>なお、品目ごとに記載を要する場合で、欄が狭いためこの欄に記載することが困難なときは、申告書中段の各品名欄に個別に記載するか又は別紙に記載のうえ添付することとして差し支えない。</p> <p>(記載例) (省略)</p> <p>「個数」は、包装の個数及びその包装又は容器の種類を記載し、貨物</p>	<p>関税法関係</p> <p>輸出申告書（C - 5010）</p> <p><申告書上段の記載事項></p> <p>申告が積戻しに該当する場合は、「輸出申告書」の文字を「積戻し申告書」と訂正する。</p> <p>「申告年月日」は、申告者が申告書を税関に提出する日を記載し、書類不備等の理由により税関において申告書を返還したときは、当該申告書を補正後改めて提出する日とする。</p> <p>「積載船（機）名」の項には、輸出貨物が船舶に積み込まれる場合はその船舶の名称を、航空機に積み込まれる場合は当該航空機の所属会社名及びAirWaybill の番号（例えば、J.A.L.5000111）を記載する。</p> <p><申告書下段の記載事項></p> <p>「個数・記号・番号」の欄の記載方法</p> <p>下記「個数」、「記号」及び「番号」の事項の記載に当たっては、申告書中段の各品目に共通する事項は一括して、また、各品目ごとに異なる事項は、品名欄の番号を記入の上、各品目ごとに記載する。</p> <p>なお、品目ごとに記載を要する場合で、欄が狭いためこの欄に記載することが困難なときは、申告書中段の各品名欄に個別に記載するか又は別紙に記載のうえ添付することとして差し支えない。</p> <p>(記載例) (同左)</p> <p>(同左)</p>

新旧対照表
【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>がばら積みで包装されていないものである場合には、「ばら」又は「in bu1k」と記載する。</p> <p>「記号」及び「番号」は、包装又は容器に表示してある記号及び番号を記載する。</p> <p><u>郵便物に係る輸出申告書については、当該郵便物の種別及び郵便物番号を記載する。</u></p> <p>「輸出貨物がコンテナー詰めされて輸出される貨物である場合」には、「コンテナー詰めする貨物であること」及び「コンテナー詰めする場所」を、また、「コンテナー扱いにより輸出貨物がコンテナー詰めされた状態で輸出申告される貨物である場合」には、「そのコンテナーの番号」を記載する。</p> <p>輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） (C - 5020)</p> <p>輸入（納税）申告書の記載要領</p> <p><申告書上段の記載事項></p> <p>「船（取）卸港」欄には、当該申告に係る貨物が船（取）卸される港名又は空港名を記載する。</p> <p><u>郵便物に係る輸入申告書については、当該欄の記載を要しない。</u></p> <p><u>「積載船（機）名」欄には、当該申告に係る貨物が積まれていた船舶の名称（航空機に積まれていた貨物の場合は、例えば当該航空機の便名及び日付）を記載する。</u></p> <p><u>郵便物に係る輸入申告書については、当該欄の記載を要しない。</u></p> <p><u>「入港年月日」欄には、当該申告に係る貨物が積まれていた船舶又は航空機が入港した年月日を記載する。</u></p> <p><u>郵便物に係る輸入申告書については、当該欄の記載を要しない。</u></p> <p>「積出地」欄には、船舶又は航空機に積まれた場所を記載する。</p> <p><u>郵便物に係る輸入申告書については、当該郵便物の差出国名を記載する。</u></p> <p>「船荷証券番号」欄には、船荷証券（船荷証券のない場合には、積荷目録）又はAir Waybillの番号を記載する。ただし、貨物が保税運送後、蔵（移・総保）入れ若しくは輸入申告されるもの又は蔵（移・総保）入れ後輸入申告されるものである場合には、当該保税運送承認書又は蔵（移・総保）</p>	<p>「記号」及び「番号」は、包装又は容器に表示してある記号及び番号を記載する。</p> <p>(同左)</p> <p>輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） (C - 5020)</p> <p>輸入（納税）申告書の記載要領</p> <p><申告書上段の記載事項></p> <p>「船（取）卸港」欄には、当該申告に係る貨物が船（取）卸される港名又は空港名を記載する。</p> <p>「積出地」欄には、船舶又は航空機に積まれた場所を記載する。</p> <p>「船荷証券番号」欄には、船荷証券（船荷証券のない場合には、積荷目録）又はAir Waybillの番号を記載する。ただし、貨物が保税運送後、蔵（移・総保）入れ若しくは輸入申告されるもの又は蔵（移・総保）入れ後輸入申告されるものである場合には、当該保税運送承認書又は蔵（移・総保）</p>

新旧対照表
【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>入承認書の番号を記載する。 <u>郵便物に係る輸入申告書については、当該欄の記載を要しない。</u></p> <p><申告書下段の記載要領> 「貨物の個数・記号・番号」欄には、当該申告に係る貨物の総個数を記載の上、品名欄の()内に付した番号及びこれに対応する貨物の個数、記号及び番号を記載する。ただし、品名欄の()内に付した番号に対応する貨物の記号等が明確でないときは、総個数、記号及び番号を記載し、品名欄の番号は省略して差し支えない。 <u>郵便物に係る輸入申告書については、当該郵便物の種別及び郵便物番号を記載する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>交付前郵便物滅却承認申請書（C-5142）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>「記号」欄には、郵便物の種別を記載する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>交付前郵便物亡失届（C-5143）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>「記号」欄には、郵便物の種別を記載する。</u> <u>「品名」欄、「価格」欄及び「国際郵便物課税通知書の発行年月日及び番号」欄は、国際郵便物課税通知書が作成されていない郵便物の場合、記載を要しない。</u></p>	<p>入承認書の番号を記載する。</p> <p><申告書下段の記載要領> 「貨物の個数・記号・番号」欄には、当該申告に係る貨物の総個数を記載の上、品名欄の()内に付した番号及びこれに対応する貨物の個数、記号及び番号を記載する。ただし、品名欄の()内に付した番号に対応する貨物の記号等が明確でないときは、総個数、記号及び番号を記載し、品名欄の番号は省略して差し支えない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>